

運 営 規 程

ヘルパーステーションあやはし苑

ヘルパーステーションあやはし苑運営規程
(訪問介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中陽福祉会（以下「本会」という。）が開設するヘルパーステーションあやはし苑（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態にある高齢者等に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーションあやはし苑
- 二 所在地 沖縄県うるま市与那城屋慶名 1410 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、理事長の命を受けて事業所の管理及び業務の管理を行う。
- 二 サービス提供責任者
(人数) 2名以上
(資格) 介護福祉士又は厚生労働大臣が定める者（実務者研修修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者及び介護職員基礎研修課程修了者等）サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等（サービスの内容により変更有）
訪問介護員等は、訪問介護等の提供に当たる。
訪問介護員の人数 10名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 日曜日・天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月～土曜日とする。
 - 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 2 訪問介護等の提供日
天災その他やむを得ず業務を遂行できない場合を除き日曜日から月曜日までの毎日とする。
- 3 訪問介護等の提供時間 午前7時から午後7時30分までとする。

(訪問介護等の内容等)

第6条 事業所の訪問介護等は、居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と利用者等との協議によって選定しサービスを行うものとする。

- 一 身体介護に関する事
 - ア. 食事の介護
 - イ. 排泄の介護
 - ウ. 衣類着脱の介護
 - エ. 入浴の介護
 - オ. 身体の清拭、洗髪
 - カ. 通院等の介助その他必要な身体介護
- 二 家事に関する事
 - ア. 調理（配膳、片付けを含む）
 - イ. 衣類の洗濯、補修
 - ウ. 居住等の掃除、整理整頓
 - エ. 生活必需品の買い物
 - オ. 関係機関等との連絡
 - カ. その他必要な家事
- 三 相談、助言に関する事
 - ア. 生活、身上、介護に関する相談、助言
 - イ. 住宅改良に関する助言
 - ウ. その他必要な相談、助言

(訪問介護等の利用料等及び支払いの方法)

第7条 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 一 10キロメートルにつき、片道100円
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 4 訪問介護等の利用者は、事業所の定める期日までに、利用料等を現金または銀行口座振込・各金融機関口座引落としにより納付するものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第8条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 訪問介護等の実施中に天災その他の災害が発生した場合、訪問介護員等は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、うるま市、沖縄市の区域とする。

（衛生管理及び訪問介護員等の健康管理等）

- 第10条 事業所は、訪問介護等に使用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業所は、訪問介護員等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

- 第11条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（サービスの提供記録の記載）

- 第12条 訪問介護員等は、訪問介護等を提供した際には、その提供日及び提供時間、具体的な内容、その他当該訪問介護等について必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

（苦情処理）

- 第13条 事業所は、提供した訪問介護員に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置の他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 14 条 理事長は、利用者に対する訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を、必要に応じてその都度設けるとともに業務体制を整備するものとする。

- 2 訪問介護員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、訪問時及び利用者から求められた時は、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録等その他必要な帳簿を整備し、そのサービス提供をした日から 5 年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事長が定めるものとする。

(身体的拘束)

第 17 条

- 1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(業務継続計画の策定)

第 18 条

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 2 月 6 日より施行する。

この規程は、令和元年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。